



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 社会保障制度改革の「プログラム法案」

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 経営改善設備を取得した場合の特例

NEWS1. 社会保障制度改革の「プログラム法案」

8月21日、医療制度と介護保険制度を中心とする社会保障制度改革の行程表と位置付ける「プログラム法案」の骨子が閣議決定されました。

**○医療制度** 現在、暫定的に1割となっている70歳から74歳の医療費の自己負担を2割に戻し、高額療養費の制度は、より負担能力に応じたものに改めるとともに、所得が高い人の保険料の上限額を引き上げるなどの見直しを、来年度から平成29年度までをめぐり順次行うとしています。

国民健康保険の財政基盤安定化のため、今は市町村が行っている運営を都道府県が担うことを基本とするなどとして、再来年の法案提出を目指し、平成29年度までをめぐり実施するとしています。

**○介護保険制度** 所得が低い高齢者の保険料を引き下げ一方で、一定以上の所得がある人は、現在1割となっている利用者負担を見直すとしています。

また、介護の必要度が比較的低い、介護保険の「要支援」のサービスについて、市町村の事業に段階的に移行させる見直しを行うとして、いずれも来年の法案提出を目指し平成27年度をめぐり実施するとしています。

**○公的年金制度** 短時間労働者に対する厚生年金の適用範囲の拡大のほか、所得が高い人の年金給付を減らすことや、年金課税の在り方の見直しなどを検討し、必要な措置を講ずるとしています。なお実施時期のめどは示されていません。

年間100兆円を超えと言われる社会保障給付費の財源は、高齢者負担を含め各世代から広く浅くしか方法は無いのかもしれない。

NEWS2. (書籍の紹介)

無印良品は、仕組みが9割 仕事はシンプルにやりなさい

著者：松井忠三 (良品計画会長)

(内容紹介)

38億円赤字からの「V字回復」を実現した経営者が語る、シンプルな仕事哲学。あらゆる会社・チームをよみがえらせる「仕事の仕組み」とは？「決まったことを、決まった通り、キチンとやる」だけで生産性は3倍に！「報・連・相」は、いらない、18時30分以降は「自分の時間」、知恵は基本的に「他社から借りる」…他、赤字38億円からのV字回復を実現した「2000ページのマニュアル」の秘密を公開。マニュアルと聞くと、融通が行かない等悪いイメージで使われがちですが、改善を重ねた活かしたマニュアルは、仕事の質を高める経営ツールになりえます。個人的に経営層の仕事は仕組みを管理(監視)するところだと思っています。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## Question

当社は小売業を営んでいる中小企業です。この度、集客力の向上のための、設備投資を考えています。商業、サービス業の設備投資について税制措置が創設されたと聞きましたが、どのような措置ですか。

## Answer

中小企業者等が、平成25年 4月 1日から平成27年 3月31日までの間に、経営改善に関する指導を受けて行う経営改善設備の取得等で、国内の一定の事業の用に供した場合には、その経営改善設備の取得価額の30%相当額の特別償却又は、取得価額の7%の税額控除(中小企業者等のうち一定のもの)との選択適用ができます。



## 【解説】

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却または税額の控除制度の詳細は次の通りです。

## 1. 税制措置の内容

- 取得価格の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除を選択
- ※税額控除の対象は、個人又は資本金300万円以下の法人に限ります

## 2. 対象者

- 青色申告書を提出する中小企業者等
  - 個人：常時使用する従業員が1000人以下の個人事業者
  - 法人：資本金の額が1億円以下の法人(資本金1億円超の大規模法人の子会社を除く)  
従業員が1000人以下の資本を有しない法人
  - その他：商店街振興組合、中小企業等協同組合など

## 3. 対象となる設備

- 建物付属設備で1台60万円以上のもの
- 器具及び備品で1台30万円以上のもの
- ※所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、特別償却制度の適用はありません

## 4. 適用の要件

- 経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること
- 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に、税制措置を受けようとする設備が記載され、確定申告書等に写しを添付すること
- 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を実際に取得して、中小企業者等の営む指定事業の用に供すること
- ※経営革新等支援機関等とは認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団中央会、商店街振興組合連合 等
- ※指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業(うち風俗営業等を除く)

弊社は上記「経営革新等支援機関」として認定されていますので、設備投資をご検討の際は、ご連絡ください。

## 参考資料等

租税特別措置法42の12の3①, ②  
平成25年度 法人税関係法令の改正の概要 第1編 租税特別措置法等に関する改正

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850